

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：広島県
農業委員会名：広島市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農業の概要

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,960	664	-	-	-	2,630
経営耕地面積						1,721
遊休農地面積	15.7	0.8	1	-	-	16.5
農地台帳面積	4,014	1,449	-	-	-	5,463

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	6,135
自給的農家数	4,462
販売農家数	1,673
主業農家数	203
準主業農家数	268
副業的農家数	1,202

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,570
女性	1,329
40代以下	231

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	109
基本構想水準到達者	—
認定新規就農者	13
農業参入法人	24
集落営農経営	5
特定農業団体	2
集落営農組織	5

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 4 年 6 月 1 6 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	42	42	10

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいざれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,630ha	218 ha	8.3%
課 題	経営安定化に向けた、まとまった一団の優良農地の確保が難しい。 既存認定農業者の後継者不足。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
230 ha	230 ha	15.03 ha	100.0%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	1 6月までに、ひろしま活力農業新規就農者3名が次年度に就農する農地を確保する。【3.0ha(ハウス面積0.3ha確保できる農地×3名分)】 2 年間を通して、認定農業者や青年等新規就農者等担い手の規模拡大を支援する。 3 このため、担い手と意見交換を行うなど連携を進め、規模拡大の意向を把握する。利用状況調査時にあっせん可能な優良農地の把握に努める。規模拡大に必要な農地をあっせんできるよう、所有者の意向を確認する。地域での話し合いを通じて、支援体制を構築する。
活動実績	5月中旬までに、ひろしま活力農業経営者育成事業による研修生3名が令和3年度就農に必要な農地 2.2ha を農地利用集積円滑化団体へあっせんした。担当地区の推進委員が認定農業者及び青年等新規就農者等担い手を訪問し、規模拡大等の意向を把握した。また、利用状況調査時にあっせん可能な優良農地を把握するとともに、農地所有者の意向を確認し、担い手へ農地10.16ha(新たに15.03ha、認定農業者の農業経営改善計画の不更新等△4.87ha)集積した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を達成することができた。
活動に対する評価	担当地区の推進委員が認定農業者等担い手の規模拡大等の意向を把握したうえで、所有者の意向が確認できた優良農地について、着実にあっせんを進めることができた。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	平成31年度新規参入者数
	19 経営体	13 経営体	28 経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	平成31年度新規参入者が取得した農地面積
6.0 ha		7.1 ha	7.2 ha
課題	市の農業担い手研修（「スローライフで夢づくり」新規就農者育成研修）の受講者が減少している。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
17 経営体	37 経営体	217.7%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
3.6 ha	11 ha	305.6%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<p>1 ひろしま活力農業新規就農者及びスローライフで夢づくり新規就農者が次年度に就農する農地をあっせんするとともに、新規就農者が地域に定着できるよう就農支援を積極的に行う。【ひろしま活力農業新規就農者3経営体、スローライフで夢づくり新規就農者1経営体】</p> <p>2 窓口等における新規参入希望者へは、意向に応じた農地の紹介を行うとともに、就農後も地域において支援・相談活動を行う。【13経営体】</p> <p>3 地域での話し合いを通じて、新規就農者の支援体制を構築する。</p> <p>4 農地中間管理機構との情報交換を積極的に行い、連携を密にする。</p> <p>5 市の実施する就農支援研修のPRを積極的に行う。</p>
活動実績	<p>1 次年度の新規就農を予定する、ひろしま活力農業新規就農者3名については、5月に、スローライフで夢づくり新規就農者1名については、12月に、それぞれ就農に必要な農地をあっせんした。</p> <p>また、本年4月1日にスローライフで夢づくり新規就農者6名が、12月1日にひろしま活力農業新規就農者3名が就農した。</p> <p>2 窓口等における新規参入希望者が就農できるよう、利用調整を行い農地をあっせんした。【33経営体】</p> <p>3 担当地区の推進委員が新規就農者を訪問し、就農支援を行った。</p> <p>4 農業振興地域では、農地中間管理機構と連携し、利用調整を行った。</p> <p>5 8月から12月にかけ、市の実施する就農支援研修の研修生の募集についてPRを行った。</p>

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を達成することができた。
活動に対する評価	新規就農研修予定者の農地を計画的に確保するとともに、窓口等における新規参入希望者が就農できるよう、積極的にあっせん活動を行った。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,647 ha	16.5 ha	0.6%
課 題	遊休農地の所有者への解消策の検討が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.0 ha	△3.2 ha	—

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	61人	5月～9月	9月～11月	
活動実績	農地の利用状況調査	調査方法	5月から9月の間、管内農地を区域ごとに、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員による調査を実施する。調査は、1,500分の1の航空写真及び昨年の調査図面を利用し実施する。 7月に地区協議会(委員、推進委員、区役所農林担当課、(公財)広島市農林水産振興センター、JA職員及び事務局職員)で、利用状況調査の目合わせのほか、あっせん等に適する農地を調査確認する。 調査終了後は、関係者による報告・検討会を開催し、調査結果を整理する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:10月～12月		調査結果取りまとめ時期:10月～3月	
	その他の活動	利用状況調査の結果を踏まえ、B分類(再生不可能)に区分した農地については、「非農地判断」を行い関係機関への連絡と農地台帳の整理を行う。			
	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		114人	5月～9月	9月～12月	
活動実績	農地の利用意向調査	調査実施時期 10月～12月	調査結果取りまとめ時期	10月～2月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 258 筆	調査数: 1 筆	調査数: 2 筆	
		調査面積: 15.4 ha	調査面積: 0.07 ha	調査面積: 0.4 ha	
活動実績	その他の活動	利用状況調査の結果を踏まえ、B分類に区分した農地について、498.9ha非農地判断を行った。 担当地区的農業委員及び農地利用最適化推進委員が定期的に管内農地を見回るとともに、遊休農地所有者には、戸別訪問を行い意向の把握と遊休農地解消に努めた。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地の解消と発生防止に取り組み、現状の遊休農地0.6%以下を維持する目標を掲げた結果、3.2ha解消することができ、遊休農地率0.5%以下となった。
活動に対する評価	活動は計画どおり実施した。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,630 ha	0 ha
課 題	農地法遵守に対する農家意識。 課題案件の所有者との話し合い。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.0 ha	0.0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	早期発見と啓発活動の実施。 農地法の適正・適切な運用と指導 関係機関・団体との連携調整と情報交換
活動実績	早期発見と啓発活動を実施した。 農地法の適正・適切な運用について指導した。 関係機関・団体との連携調整、情報交換を行った。
活動に対する評価	農地法遵守に対する農家の認識不足等による違反転用が多く、関係機関との連携調整と情報交換などによって、課題案件の所有者への啓発と指導を行い是正指導し、すべてを解消した。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等

詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 107件、うち許可 107件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請書等に記載された内容の事実関係について客観的資料に基づき確認するとともに、当該申請地区等複数の農業委員及び事務局職員による現地調査を実施した。					
	是正措置	—					
総会等での審議	実施状況	審査基準のそれぞれの項目ごとの判断の根拠を明確に、全ての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該審査基準に適合するか否かを判断した。					
	是正措置	—					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		107件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件			
	是正措置	—					
審議結果等の公表	実施状況	審査結果の全てを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを事務局に備え付け縦覧に供するとともに広島市ホームページで公表した。					
	是正措置	—					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	36日		
	是正措置	—					

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 186件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書等に記載された内容の事実関係について客観的資料に基づき確認するとともに、当該申請地区的農業委員及び事務局職員により現地調査を実施した。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	農地法に基づく許可基準の全ての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該許可基準に適合するか否か検討し、その理由を明確にした。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	審査結果の全てを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを事務局に備え付け縦覧に供するとともに広島市ホームページで公表した。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 42日	処理期間(平均)	33日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	14 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	14 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	—
農地所有適格法人の状況について	対応方針	—
	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0法人
	対応状況	—

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	572 件 公表時期 令和3年 1月
		情報の提供方法:広報誌、ホームページで公開	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	89 件 取りまとめ時期 令和2年 8月
		情報の提供方法:市統計書に掲載	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	4,730 ha
		データ更新: 農地法上の許可、届出、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等があった時に随時	
		公表:全国農地ナビで公表	
	是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめるこ。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉</p> <ul style="list-style-type: none">1 新規就農、認定農業者の規模拡大の相談2 新規就農支援3 ほ場整備の推進4 耕作放棄地の解消5 有害鳥獣被害の軽減 <p>〈対処内容〉</p> <ul style="list-style-type: none">1 農業委員、農地利用最適化推進委員が就農候補農地等を見つけ、農地所有者との架け橋になるなど、親身な活動を行った。2 農業委員、農地利用最適化推進委員が新規就農者を訪問し、就農支援を行うとともに、市(区役所農林課)へ情報提供し、区役所から就農支援するよう働きかけた。3 市(区役所農林課))に実施を呼びかけ、利用計画等を検討している。4 農業委員、農地利用最適化推進委員が参画し、市の耕作放棄地・再生利用事業の実施や普及啓発に努めている。5 広島市農政に関する意見書(農地等利用最適化推進施策の改善についての意見)として市長へ提出した。
農地法等により その権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉</p> <ul style="list-style-type: none">1 農地の権利取得の下限面積要件の緩和2 空き家つき農地の権利取得の下限面積要件の緩和3 ほ場整備済農地の転用 <p>〈対処内容〉</p> <ul style="list-style-type: none">1 農業委員会で検討していく。2 農地法等の趣旨及び権利移動の許可基準等について説明した。3 同上

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 1 件

提出先及び提出した意見の概要	提出先:広島市長、広島市議会議長 【提出した意見の概要】 1 農地の利活用に向けた多様な担い手の育成について (1) 農村部から都市部に至る市域内に多様な農地を有している本市の状況を踏まえ、その立地条件などに応じた農地の利活用を進める多様な担い手の育成・確保に取り組むこと。 (2) 多様な農地の利活用に向けた施策の着実な推進のため、市の専門職員を育成するための効果的な研修やJAほか関係機関・団体などとの密接な連携による推進体制の強化に取り組むこと。 2 都市農業の振興について (1) 市街地の農地を守り、都市農業の振興に寄与する生産緑地制度について、農業者への周知に努め、普及を図ること。 (2) 農地の多様な機能に着目し、生産緑地指定後の農地が新鮮な農産物の供給だけでなく、農業体験の場、良好な景観の形成などの機能を発揮できるよう、農家が取り組みやすい制度の運用にすること。 3 多様な農地利用に必要な条件整備に資する施策の強化について (1) 畜農の継続に深刻な影響を与える有害鳥獣被害への対策は急務であることから、頭数の減少など確実な効果につながるような取組を行うこと。 (2) 小規模農地整備事業や耕作放棄地再生・利用事業など、遊休農地の解消や農地の適正な利用の推進に効果のある施策の拡充を検討するとともに、取組事例の周知等により事業の普及促進を図ること。
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

